



豊平交通安全情報

～令和8年度第3号～

令和8年4月21日

豊平警察署

交通第一課

自転車も車両！交通違反に注意！！

【自転車利用者の皆さんへ】

- **信号や標識の指示に従いましょう！**
道路交通法では自転車も車両に含まれ、車と同様に信号や標識を守る義務があります。
- **車道の左側通行が原則！**
歩車道の区別のある道路では、車道を通行し、道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しましょう。
- **歩道を通行する際は歩行者を保護！**
周囲の交通状況に照らし、やむを得ず歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨害しないよう通行しましょう。

違反をくり返すと**「自転車運転者講習」**の対象に！

信号無視、通行禁止場所の通行、遮断踏切への立ち入りなど一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと受講が命じられます。
命令を受けてから期間内に受講しないと5万円以下の罰金！



自転車を運転中の違反に**「交通反則通告制度」**が導入！

令和8年4月1日から、自転車を運転中の違反に**交通反則通告制度(青切符による取締りを行う反則金制度)**が導入されました。
「酒酔い運転」や「妨害運転」等の悪質な違反は、これまでどおり、赤切符の交付を受け、刑事手続きとなります。

携帯電話の使用等(保持)
反則金12,000円

